

平成29年度第2回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会会議録	
日 時	平成30年3月29日（木）10時00分～11時00分
開催場所	松村ビル別館 5階502会議室
出席者	新保美香委員長、横川剛毅副委員長、相澤史人委員、白石玲子委員、須田幸隆委員、竹下淳子委員、竹下美穂委員、千木良正委員、根橋達治委員、札本晃子委員、森佳代子委員、吉原明香委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴なし）
議 題	報告事項 (1) 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について (2) 保育分野の評価項目の改訂について (3) 平成29年度指定評価機関の新規指定及び評価調査員養成研修の可否の決定について その他
議 事	
平木課長	<p>ただ今から平成29年度第2回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会を開催いたします。本日は、委員の皆様には年度末のご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、健康福祉局企画課長の平木と申します。</p> <p>議事に先立ち定足数をご報告します。12名全員のご出席ですので、委員の過半数を満たしていることから、「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱」第5条第3項の規定に基づき、本委員会につきましては、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明いたします。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条により会議は原則公開となっております。本日の議事内容につきましては、議事録を作成させていただき、委員の皆様のご了解をいただいた後に横浜市のホームページで公表させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、健康福祉局副局長の斉藤から一言ご挨拶を申し上げます。</p>
斉藤副局長	<挨拶>
平木課長	<p>それでは、本日の議題に入らせていただきます。</p> <p>ここからの進行につきましては、新保委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
新保委員長	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について</p> <p>それでは、報告事項(1)「福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について」、</p>

	事務局より説明をお願いします。
松島係長	<資料1に基づき説明>
新保委員長	ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありますか。
吉原委員	検討というのは、受審料助成を行うことを前提とした検討と受け取っていいのかということと、スケジュールの目安について、可能な範囲で教えてください。
松島係長	受審料助成を実施したいと考えていますが、次年度予算では難しいという状況です。2年後の31年度以降で導入できるのか、できないのかということで検討していきたいと思っています。5年10年かけてということではなく、早期に結論が出るようなスケジュール感で考えています。調整の対象が庁内に留まらないので、明確なところが申し上げられず大変申し訳ありません。
吉原委員	31年度導入を強く期待します。
新保委員長	時期については、皆様のご賛同をいただけるのであれば、横浜市の推進委員会の意見としてできるだけ早期の実施を望んでいるという形で、いかがでしょうか。
各委員	(賛同)
新保委員長	ありがとうございます。皆様ご賛同いただけるようなので、早期の実施の要望を委員会の意見とします。 他の点について、皆様いかがでしょうか。
札本委員	質の維持というところがとても難しい課題だと思います。今回保育分野でいろいろな議論を重ねてまいりましたが、逆に簡素化できない部分も出てきました。今回、評価項目の見直しで追加項目があったのは質に関わる部分です。簡素化も良い方向ではあると思いますが、簡素化する場合に、質をどのように維持していくという考え方でしょうか。
松島係長	県域で統一の評価項目を策定する前提として、当然、質を担保できるような評価項目が必要だと思いますので、簡素化ありきの見直しということでは決してありません。
新保委員長	質の担保ということも極めて重要だと思いますので、今後の議論の中ではそのことも常に意識していただくということをお願いいたします。

森委員	高齢・障害・保護分野でそれぞれ具体的にどこのサービスから受審料助成を実施していくか決まっていますか。
松島係長	現時点では決まっていません。
森委員	スケジュールが明確化された時点で、どのサービスから受審料を助成していくか示されるということですか。
松島係長	そのように考えています。受審料助成をどこのサービスに導入していくかは、併せてお示ししていくべきことだと考えています。
須田委員	県域全体でまとめていく方向性として、受審件数の増加、持続可能な仕組みの構築、事務負担の軽減はよろしいのではないかと思います。具体的に評価基準の統一にあたっては、横浜市と推進機構では評価の手法に違いがあると思いますがどのように統一を行うのですか。
松島係長	推進機構では、評価機関からの申請に対して、一定の基準を満たしていれば認証するという方法をとっています。従って、県域では多様な評価項目と手法で評価が実施されている状況です。いろいろな尺度で評価が実施・公表されているため、利用者が評価を比較することが非常に難しくなっていると感じています。県域で評価項目を統一するには比較しやすくしたい、というのが神奈川県との話し合いの中で出ている意見です。今後の調整次第だとは思いますが、評価の手法や項目を県域で統一していくことは実現可能かと思っています。
吉原委員	<p>評価件数が増えると一人の評価調査員が多数の評価を抱えてしまう恐れがあるというところですが、これまで主に社会貢献意識の高いシニアの方々を中心に評価を担ってこられた歴史があると思います。一方でこの制度が始まった時期から活躍されている評価調査員がそろそろ高齢になって引退も進んでいます。そういう中、高齢・障害・保護の分野については、評価件数が少ないために調査のキャリアがあまり積まれていません。評価調査員養成研修の回数増加を検討できないでしょうか。</p> <p>また、例えば私どもの法人でいえば、できる限りシニア層の方の男性と女性の評価調査員2名に加え、若手の評価調査員が補佐として調査に行くようにしています。ただ、受審料の設定があまり低くなってしまうと職員への評価調査員報酬を支払うのは厳しくなります。今後見直す中で、受審料の設定を極端に下げると質の低下を招いたり、人の手当ができなくなる恐れがあります。</p>
松島係長	調査員、特に高齢・障害分野の調査員養成に十分対応できていないということは、課題

新保委員長	<p>として感じておりますので、対応できるようにしていきたいと考えております。</p> <p>受審料助成の設定に関しては、ご意見として承ります。</p> <p>より良いものになっていくように、委員会としても引き続き議論していけたらと思いません。</p>
新保委員長	<p>2 報告事項</p> <p>(2) 保育分野の評価項目の改訂について</p> <p>それでは続きまして、報告事項(2)「保育分野の評価項目の改訂について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
伊藤課長	<p>保育分野の評価項目の改訂につきましては、昨年の11月から12月にかけて分科会を開催させていただきました。全体会からも札本委員、白石委員、竹下(美)委員にご参加いただき、大変丁寧にご議論いただいて改訂案をまとめていただきました。改めてお礼申し上げます。</p> <p>改訂した内容につきまして、資料2に沿いまして、担当の係長からご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。</p>
竹林地係長	<p><資料2に基づき説明></p>
新保委員長	<p>それでは、ただ今の説明について何か質問などをお伺いする前に、分科会の委員の皆様、本当に大きなご尽力をいただいてこのような形になったかと思いますが、一言ずつコメントをお願いできますでしょうか。</p>
札本委員	<p>評価項目について細かいところでより現場に則した、また質の向上に関わるような議論をしてきました。低年齢児の集団保育の利用者が増えており、そこにいろいろな課題があると感じています。次世代を育てる大事なところだということで保育所保育指針と幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領の同時改訂になっています。認知能力や生きる力の根底に関わることを施設は担っているということを意識し、話し合いを進めてきました。</p>
白石委員	<p>約10年ぶりの保育指針の改訂に伴った評価項目の見直しということでしたが、内容の中で新しい保育指針で大切にしているところ、質の部分を大切にしながら、かつ現場が重荷にならないようにという思いで見直しを行いました。先ほど簡素化という言葉もありましたが、過剰な文言は避けたいので、細かいところまで見直したと考えています。大変な分量でしたので、事務局の方も本当にご苦労されたと思います。改めましてお礼を申し上げたいと思います。これらの項目は保育指針を読み解く上での参考になり、また、現場に根付く、前向きな項目になっていると思うので、施設・職員を応援するような気持ちで話し</p>

竹下(美)委員	<p>合いました。</p> <p>横浜市が若者の住みたい街として人気が高いということで、素晴らしいことだと思っています。若者が自分の家庭を持ったり新しく仕事を始めたり子どもを育てたりして、地域を愛していくにあたり、良い保育の施設があることが大前提で、死亡事故などは絶対にならないようにしてほしいと考えています。</p> <p>現場の声を聴くと、最近では保育士の大量退職が非常に問題になっています。若い保育士たちが働き続けられるような、また安心して子どもを預けられる保育所となるようにしたいと考えて項目を精査しました。</p> <p>保育士のキャリアの継続にとって、施設長の役割は非常に重要だと考えています。また、保育士の大量退職は施設の仕組み自体に問題があると考えています。子どもの命に関わる問題なので、市がきちんと助言をしたり指導をすることが必要だと思っています。そういう気持ちで今後もこの第三者評価について関わっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。</p>
新保委員長	<p>分科会の委員の皆様が、本当に思いを持って、体制のところも含めて繊細な部分にもかなりご配慮いただきながらご検討いただいたということと、大変なご尽力があったことが受け止められました。本当にありがとうございます。ここでご意見など伺えたらと思います。皆様いかがでしょうか。</p>
横川副委員長	<p>資料2の2番にある改訂評価基準（保育分野）の適用について、「改訂評価基準の使用が難しい場合は旧評価基準の使用も可とします」と書いてありますが、できる限り改訂版で一本化するべきではないかと思います。既に評価機関と保育所との間で準備済みであったとしても、これから受審される保育所については改訂版で一本化することはできないのでしょうか。</p>
伊藤課長	<p>できるだけ新しい改訂版の基準で評価をしていただければと思います。ただし、既に評価を受け始めている保育所で、新しい評価基準への差替えが難しい場合には旧評価基準でやっていただくということで考えています。</p> <p>実際は年度が明けてから新しく作業・評価を始めるところが多いと思いますので、例外対応となるところはそれほど多くはないのではないかと思います。</p>
吉原委員	<p>評価基準についてはではないのですが、少し関連することとして申し上げます。市立保育所は多くの場合入札で評価機関を選ばれていると思います。私どもは設定金額が高いので、市立保育所の評価を行うことはほとんどありません。受審料を下げてしまうと、他の保育所と齟齬が生じてしまうのでそれはしません。以前は、市立保育所でも金額だけではなく、評価の内容について話し合いを行ったうえで評価機関を選定している時期もありま</p>

	<p>した。市立保育所の評価を行うということは、評価機関にとって勉強になります。私どもが保育所を評価するのはもちろんですが、評価機関としても保育所から新しい刺激を受けるといった相互性があります。民間の保育所とはまた違った刺激を受けることが多く、市立保育所の評価を行えないことは大変残念に思っています。何か改善ができないものでしょうか。</p>
伊藤課長	<p>契約の方法については、市の規則等により決められているものと思います。課題としてお預かりさせていただければと思います。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
札本委員	<p>先ほどの副委員長のご意見にありました通り、なるべく新評価項目での評価を実施してほしいと思います。保育施設向けの説明会を5月か6月に開催するとのことですが、もっと早めに行っていただけないのでしょうか。</p>
新保委員長	<p>今のご意見を踏まえてご検討をよろしくお願いいたします。</p>
新保委員長	<p>2 報告事項 (3) 平成 29 年度指定評価機関の新規指定及び評価調査員養成研修の合否の決定について それでは、報告事項（3）「平成 29 年度指定評価機関の新規指定及び評価調査員養成研修の合否の決定について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
松島係長	<p><資料3に基づき説明></p>
新保委員長	<p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。 評価機関につきましては、きちんと信頼してお願いできるということで指定していただいたと思います。評価調査員についても、今回皆様の取組状況がとても良く、既定の基準に照らして合格の判断をしていただいたと思います。</p>
新保委員長	<p>3 その他 それでは、本日予定しておりました議事は以上になりますが、委員の皆様、事務局の方から、何かありますでしょうか。</p>
根橋委員	<p>受審料助成導入に向けて手順をどうするかという流れが具体的になっていくと、やるべきことがたくさん出てくると思います。31 年度に間に合わせるとなると 30 年度の 8 月には予算要求をしなければならいわけで、他機関と協力できることがあればしていかない</p>

	<p>となかなか実現は難しいのではないかと思います。一方で、施設での事件や事故などの原因を突き詰めると、法人の経営風土に突き当たると一般的に言われていて、第三者評価はそれを予防するための早期発見の役割もあると思います。人材の確保・育成に苦勞されている法人も多い中で、第三者評価を受審するのに消極的になってしまうところもあるのではないかと思います。そういった状況で、受審料助成を導入していくのはすごくいいことだと思います。実現に向けて頑張ってくださいたいですし、協力していきたいと思いました。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。大変重要なご意見であり、またエールも含めてということではないかと思います。</p>
平木課長	<p>31年度から高齢・障害・保護分野での受審料助成をぜひ導入していただきたいということが、この委員会の総意のご意見ということで重く受け止めて、精力的に取り組んでいきます。</p> <p>ただし、県・推進機構・川崎市という複数の関係者と調整をしないといけないため、なかなか簡単ではないということと、また、最大の課題としては、厳しい財政状況の中で予算を確保しなければならないということがあります。事務局としては、ぜひ31年度から実施したいと考えておりますが、必ずやりますとは確約ができない状況です。一方、それぞれの団体が受審件数を増やしていくことを大きな課題として捉えていることも事実ですし、できる限り効率的でわかりやすい制度運営をしていきたいということも共通認識として持っているところです。4月から新年度がスタートしますが、新しい体制になってからもできる限り早く進めていけたらと思っております。適宜、委員の皆様のご意見・お知恵を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、その際にはどうぞよろしく願いいたします。</p>
新保委員長	<p>他に何かありますでしょうか。</p>
鳥海職員	<p><事務連絡></p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。それでは、他にないようでしたら、本日の議事は以上となります。ではここからの進行は事務局にお戻しいたします。</p>
平木課長	<p>本日は様々なご意見を頂戴しましてありがとうございました。</p> <p>本日の内容につきましては、後日、議事録を送付させていただきますのでご確認をお願いいたします。また、今後事務局の方で検討した内容等がまとまりましたら、改めて日程調整の上、委員会を開催させていただきたいと思います。</p> <p>では、本日の福祉サービス第三者評価推進委員会はこれをもちまして閉会といたします。</p>

	す。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 : 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について ・資料 2 : 保育分野の評価項目の改訂について ・資料 3 : 平成29年度指定評価機関の新規指定及び評価調査員養成研修の可否の決定について ・参考資料 1 : 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱 ・参考資料 2 : 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿 ・参考資料 3 : 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿
特記事項	特になし